

松山市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）の概要

■ 条例名

松山市避難行動要支援者名簿に関する条例

■ 条例制定の背景

平成30年の西日本豪雨や令和2年の熊本豪雨では、犠牲者に高齢者や障がいのある方の割合が大きく、災害時に自力での避難が困難な方への支援が必要不可欠となっています。

災害対策基本法では、災害の発生に備え、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」といいます。）の名簿を条例に特別の定めがある場合には、本人の同意が得られないときでも円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援の実施に携わる関係団体に提供することができる旨が規定されています。

本市では、避難支援の体制構築のため、平成18年から「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から民生児童委員や自主防災組織などに提供しています。

現在は松山市個人情報保護条例第9条第6号に基づき提供していますが、個人情報の保護に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）により同条例は廃止される予定です。

そこで、今後も引続き避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、条例での特別の定めとして、「松山市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定するものです。

■ 避難行動要支援者の範囲

次の方を対象とします。

- 1 高齢者（65歳以上の独居、寝たきり）
- 2 障害者（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者のうち、支援が必要と認められる者）
- 3 難病患者（特定医療費受給者証所持者）
- 4 小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病医療受給者証所持者）
- 5 その他災害時に支援が必要と認められる者

■ 名簿に記載する事項

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、支援を必要とする理由

■ 名簿の提供先（避難支援等関係）

避難の支援等の実施に携わる民生児童委員、自主防災組織、まちづくり協議会等

■個人情報の適正管理

次のとおり、個人情報を適正に管理するための措置を規定します。

1 漏えい防止のための措置

市と避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

2 安全管理

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、当該名簿情報を施錠可能な場所に保管し、必要以上に複製しないようにする等、漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 利用・提供の制限

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 守秘義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。